

ハローワーク もりおか

令和4年1月 No.580

新年のご挨拶



盛岡公共職業安定所長
高屋敷 敏彦

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、当所の業務運営にあたりまして、企業の皆様、関係機関の皆様には、格別なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、わが国ではじめての新型コロナウイルス感染者が報告されてから、早くも2年が経とうとしていますが、まだまだ完全なる収束が見えない中、経済、雇用への影響が長期化しています。昨年の雇用失業情勢を振り返りますと、管内では雇用吸収力の高い、小売業、飲食サービス業などを中心に、求人数の大きな減少が続き、求人全体の水準としては、依然としてコロナ禍前を大きく下回っており、また、雇い止め等により離職した高齢者の求職活動期間が長期化するなど求職者が引き続き高水準にあることから、厳しさがみられます。管内の有効求人倍率は、昨年1月以降、1.00倍前後の水準で推移しており、県内のハローワークでは一番低い水準が続いています。

このような中、当所では、雇用調整助成金の特例措置の活用等による雇用維持に向けた支援を行うとともに、離職を余儀なくされた求職者に対しては、チーム制による求職者担当者制に誘導のうえ、事前マッチングした求人情報を提供するとともに、自己理解・労働市場理解に関する助言、応募書類の作成支援、職業訓練の受講勧奨等、能動的支援に努めました。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を徹底した上で、各種セミナー、就職面談会などの集団的手法を用いた支援を通じ、早期再就職に向けて取り組んでまいりました。

寅年は『芽を出したものが成長していく』、『これから成長する物事の象徴が生まれる』年とも言われており、事態の好転を願う絶好の機会でもあります。新型コロナウイルスの新たな変異株による感染拡大が懸念されるなど、まだまだ予断を許さない状況にありますが、当所も「地域に信頼され、存在感あるハローワーク」という基本理念を再認識して、職員が一丸となって、地域における雇用のセーフティーネットとして邁進する一年にしたいと考えています。

結びに、皆様方の益々のご繁栄とご多幸、そして一日も早く普段の日常の生活が戻ることを強く祈念し、新年のご挨拶といたします。

一層力を入れてまいります

- ◎求職者に対して、事業所情報の収集・蓄積を図り付加価値の高い職業相談を行います。
- ◎求人者に対して、未充足求人フォローアップ等により、人材確保を支援します。
- ◎職員の専門性の向上を図り、組織力を強化します。

- 新年のご挨拶…………… 1
- 令和3年度「公正採用選考人権啓発推進員研修会」を開催しました…………… 2
- 障害者の雇用状況について(令和3年6月1日現在)…………… 3
- もりおか就職ガイダンス開催のお知らせ…………… 4
- 最近の求人求職のうごき…………… 4

令和3年度「公正採用選考人権啓発推進員研修会」 を開催しました!

厚生労働省では、雇用主が、同和問題や障害者、難病のある方、LGBT等性的マイノリティの方などの人権問題について正しい理解と認識のもとに公正な採用選考を行っていただくため、一定規模以上の事業所等に「公正採用選考人権啓発推進員」を選任していただいております。

ハローワーク盛岡では、12月16日(木)いわて県民情報交流センターアイーナにおいて、公正採用選考人権啓発推進員を対象とした「令和3年度公正採用選考人権啓発推進員研修会」を開催し、管内95社、95人の方々に参加をいただきました。

当日は、盛岡地方法務局 望月亮一 人権擁護課長 より「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」と題し、人権について職場内で意識すべきことについての講演をいただきました。

講演に引き続き、岩手労働局雇用環境・均等室から「職場におけるハラスメント防止対策」として注意すべき点の説明が行われた後、面接選考の場面での具体的な事例を取り上げたDVDを上映し、岩手労働局職業安定課から「公正採用の現状及び留意点」の説明が行われました。

参加された皆様は公正な採用選考に役立てようと熱心に耳を傾けていました。

「公正採用選考人権啓発推進員」は、就職の機会均等を確保する観点に立って、各事業所内で公正な採用選考システムの確立を図る役割とともに、ハローワークや労働局との連携窓口としての役割を担います。具体的には、各事業所内で行われる労働者の採用選考が公正なものとなるよう、事業所内での事務的な責任者（旗振り役）としての役割を担います。この役割を果たしていただくために、「公正採用選考人権啓発推進員」には、ハローワークや労働局が定期的で開催する研修会等を通じて、公正採用選考や人権問題等に関する正しい理解と認識を深めていただいております。



【お問い合わせ先】

求人企画部門

☎ 019-624-8905

障害者の雇用状況について

(令和3年6月1日現在)

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は同法に基づき、令和3年6月1日時点で障害者の雇用義務のある事業主に報告を求め、それを集計したものです。

民間企業、国、地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされております。

- 一般の民間企業2.3% (43.5人以上規模企業)
- 地方独立行政法人等2.6% (38.5人以上規模機関)
- 国、地方公共団体2.6% (38.5人以上規模機関)
- 都道府県等の教育委員会2.5% (40人以上規模機関)

障害者の雇用状況

区分	企業数	雇用状況			雇用率達成 企業割合
		法定常用労働者数	障害者数	実雇用率	
盛岡	454社 (428社)	73,664.0人 (73,085.5人)	1,641.0人 (1,587.5人)	2.23% (2.17%)	44.5% (45.3%)
岩手県	1,066社 (1,021社)	150,558.0人 (149,246.5人)	3,562.5人 (3,396.5人)	2.37% (2.28%)	58.8% (57.0%)
全国	106,924社 (102,698社)	27,156,780.5人 (26,866,997.0人)	597,786.0人 (578,292.0人)	2.20% (2.15%)	47.0% (48.6%)

(注1)労働者数のカウントは、1週間の所定労働時間が30時間以上の常用労働者を1人として、20時間以上30時間未満の短時間労働者を0.5人として取り扱います。

(注2)法定常用労働者数とは、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数で、常用労働者総数から除外率相当数を除いた労働者数です。

(注3)障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントします。また、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については1人分としてカウントします。

- ・ 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
- ・ 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

(注4) ()内は、前年(令和2年6月1日現在/法定雇用率2.2%)の数値です。

【お問い合わせ先】

専門相談部門

☎ 019-624-8904

もりおか就職ガイダンス開催のお知らせ ～参加企業を募集します～

盛岡地域に有益な人材を確保するための雇用対策の一環として、令和5年3月大学等卒業予定者（既卒者を含む）及び若年求職者を対象として求人予定企業による説明会を下記のとおり開催します。企業の参加要件は「令和5年3月新規大学等卒業予定者の求人を予定しており、採用予定者の勤務地がハローワーク盛岡管内の企業であること」です。令和4年1月20日（木）までにお申込みください。参加希望多数の場合は調整させていただくことをあらかじめご了承願います。詳細に関するお問い合わせは下記までお願いします。

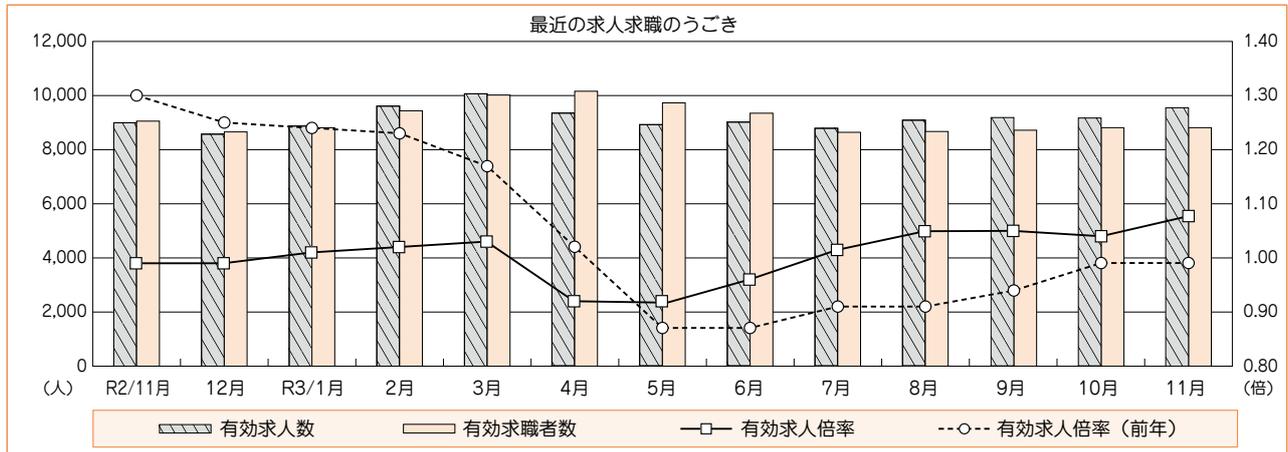
【開催日時】 令和4年3月8日（火） 13：30～16：00（受付12：30～）

【開催場所】 ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィング4階 メトロポリタンホール

【参加対象】 令和5年3月新規卒業予定者（大学院・大学・短大・高専・専修（専門）・能開施設）、既卒者や概ね35歳未満の方

お問い合わせ先 求人企画部門 学卒担当 ☎ 019-624-8905

最近の求人求職のうごき



	R2/11月	12月	R3/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	前年同月比
新規求人数	3,152	2,732	3,749	3,700	3,816	3,430	3,200	3,332	3,363	3,276	3,199	3,548	3,628	15.1%
有効求人数	8,996	8,575	8,875	9,611	10,324	9,307	8,922	9,016	8,875	9,089	9,171	9,169	9,572	6.4%
新規求職者数	1,636	1,555	1,984	2,236	2,426	2,708	1,769	1,807	1,559	1,616	1,755	1,776	1,779	8.7%
有効求職者数	9,056	8,657	8,811	9,438	10,064	10,123	9,727	9,346	8,788	8,673	8,703	8,814	8,843	▲2.4%
新規求人倍率	1.93	1.76	1.89	1.65	1.57	1.27	1.81	1.84	2.16	2.03	1.82	2.00	2.04	0.11p
有効求人倍率	0.99	0.99	1.01	1.02	1.03	0.92	0.92	0.96	1.01	1.05	1.05	1.04	1.08	0.09p
有効求人倍率(前年)	1.30	1.25	1.24	1.23	1.17	1.02	0.87	0.87	0.91	0.91	0.94	0.99	0.99	-

ハローワーク盛岡菜園庁舎

〒020-0024盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

開庁時間 平日 10:00～18:30

職業相談コーナーのみ 土曜日開庁 10:00～17:00

盛岡新卒応援ハローワーク（1F）

わかもの支援コーナー（1F）

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

職業相談コーナー（2F）

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズコーナー（2F）

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

就職氷河期世代専門窓口（2F）

TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061

職業訓練相談コーナー（2F）

TEL 019-606-2256 FAX 019-908-2062

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312

滝沢市地域職業相談室

〒020-0632 滝沢市牧野林1000-1

TEL 019-687-6911 FAX 019-687-6912



岩手労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp>